



平成27年6月29日

鳥取市議会議長 房 安 光 様

議会改革検討委員会

委員長 石 田 憲 太 郎



諮問事項に対する提言（第1次）

平成27年2月13日付けで諮問された事項のうち、当議会改革検討委員会がこれまでに調査研究を行った事項について、鳥取市議会議会改革検討委員会設置要綱第2条の規定に基づき、別紙のとおり提言します。

なお、当委員会は、引き続き諮問事項について検討を重ねてまいります。

## 1 議決事件の範囲の拡大について

議決事件の範囲の拡大について検討をした結果、市が策定する総合的かつ計画的な市政運営を図るための計画（以下「総合計画」という。）の基本構想の部分について「議会の議決すべき事件に関する条例」の議決すべき事件とする結論に至りました。

なお、検討の過程において、総合計画を構成する基本計画についても議決事件とするべきか議論されましたが、委員の意見が大きく二つに分かれたため、当委員会で意見を取りまとめることはできませんでした。

その意見の要旨は、次のとおりです。

### 【基本計画を議決事件とすべき意見】

市の最上位の計画と位置付けられる総合計画は、市長・議会・市民これらの総意により策定されるべき計画であり、議会として責任を持つことは非常に重要である。総合計画を構成する基本構想と基本計画はセットと考えて、基本計画も議決事件とするべきである。

### 【基本計画を議決事件としない意見】

基本計画を議決事件とすると、基本計画に変更や追加をする必要が生じた場合、その都度議決が必要となるため、市政にスピード感が無くなる。また、基本構想には賛成するが、基本計画については反対するという状況が起きた場合、市政が停滞する恐れもある。世の中の変化のスピードが速いこの時代にあって、他市に後れを取るようなことがあってはならないため、基本計画は議決事件とするべきではない。